

# 確定申告計算会の参加は早めの予約で！

各支部での申告計算会が始まりました。3月13日（金）に行なう重税反対全国統一行動までは、民商が一年で一番忙しい期間になります。早め早めに確定申告の準備を進めましょう。

令和7年度の個人の確定申告の期限は、所得税が3月16日（月）、消費税が3月31日（火）です。納付書での納付の場合も同日が期限になります。

支部ごとの相談会のお知らせを今一度確認の



上、想定外の資料が必要になっても対応できるように日程に余裕を持って、早めの集計と予約をお願いします。

※ あらかじめ必要な物をご用意ください。

- ①収支を書き込んだ計算書、②税務署から送られてきた申告書類・お知らせ、③2025年中に支払った国民健康保険、年金など社会保険料額の分かるもの、生命保険、源泉徴収票などの書類、④扶養関係にある人の氏名、生年月日が分かるもの、⑤住宅借入金控除のある方は銀行の残高証明など、⑥筆記具、電卓、前の年度の申告書の控え、⑦これら以外でも必要と思われるものは全て持って来てください。

よろしくをお願いします。

**尾北民商**  
ニース

2026年  
2月16日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

## 消費税の2割特例が使えるかは2年前の申告内容で決まります！

## 申告計算会場には過去2年分の申告書控えを持ってきてください！

所得税と消費税は別々に申告し納税します。消費税インボイス制度に登録している人は所得税に加えて消費税の確定申告が必要です。

### ・2年前（令和5年度）の売上の確認が必要です

インボイス登録をされていて、2年前（令和5年度）の売り上げ額が一千万円以下だった人は今回、消費税を2割特例で計算できます。

### ・令和7年度の売り上げの発生を確認できる資料を

売り上げの締め日が20日などの場合は、締め後の10日間の売上も加算して計算します。

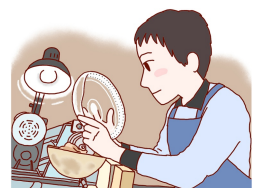
仕事の記録を取っている手帳やカレンダー、何日にやった仕事かわかる請求書の控えなど、売り上げの発生日を確認できる資料を持ってきてください。

### ・消費税5%減税・特例継続の署名を集めてください

あらゆるものが値上がりしています。売上が下がり経費は上がる中、業者は困難の只中にいます。国民の要求は消費税の減税です。

インボイス制度が導入された理由は「消費税10%と8%の取引を区別するため」です。消費税の税率を2%下げるだけでインボイスの理由は無くなります。

申告計算会場には『消費税5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願署名』と『インボイス制度廃止と、負担を軽減する「2割特例」「8割控除」の継続を求める請願署名』を集めて持ってきてください。



## 確定申告書控え等への収受日付印の押印再開を求める請願に署名を！

昨年1月から国税庁・税務署は提出した書面の控えに押印を行っていません。希望者に出しているリーフレット（提出日と税務署名を印字）には法的な効力はなく、「当面の間」の措置



だと言っています。

このことで様々な不利益が聞こえてきます。何より申告書提出の証が手元に残らないため、税務署内で手違いがあった場合にこちらから証明できない不安を私たちは負わされています。

署名を集めて納税者の権利を回復しましょう。

## 3・13重税反対全国統一行動に参加を！

時：3月13日（金）午前9時45分開会 所：小牧駅東公園（メロディパーク）